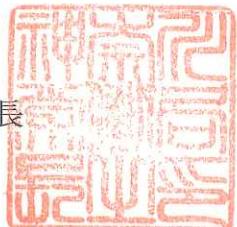


神労発基0630第2号  
平成28年6月30日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長



### オルトートルイジンによる健康障害の防止対策の継続的な実施について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県の事業場においてオルトートルイジン等の化学物質を取り扱う作業に従事していた複数の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生したことを踏まえ、平成27年12月18日付け基安発1218第1号「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」により、貴団体に対し芳香族アミンによる健康障害の防止対策の周知についてお願いしました。

また、厚生労働省では、福井県の事業場について独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に災害調査を依頼するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署に指示し、全国のオルトートルイジン取扱い事業場への立ち入り調査を行いました。

厚生労働省では、これらの調査結果を踏まえて、今後、専門家からなる検討会においてオルトートルイジンの取扱い作業に関するリスク評価や健康障害防止措置の検討を行う予定しております。

貴団体におかれましては、これらの結論が出るまでの間、上記通達の記の2で示した膀胱がんに関する検査（検査項目は別添参照）について、①オルトートルイジンの取扱い作業に従事している労働者又は従事したことのある労働者に対する検査の実施、②オルトートルイジンの取扱い作業に従事したことのある退職者に対する検査の受診勧奨を、概ね6月以内ごとに1回、定期に行なうことが望ましい旨、貴会会員事業場等に対する周知方よろしくお願ひ申し上げます。

別添

オルトートルイジンに関する検査項目

1 対象者に共通に実施する項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)  
の検査

2 上記1の検査の結果、医師が必要と認めた場合に実施する項目

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査